亀山市地域福祉推進委員会　事項書

日時：令和2年7月3日（金）午前10 時～
場所：あいあい2階　大会議室

1　はじめに

2　地域福祉計画・地域福祉活動計画に係る進捗状況について【資料1－①、②】

3　地域福祉力強化推進事業（CSW）の活動実績について【資料2】

4　地域福祉委員会の今後のスケジュールについて

資料１―①

第２次亀山市地域福祉計画__進捗管理

【前期計画　平成 29 年 11 月～令和 4 年 3 月】

平成 31 年４月～令和 2 年 3 月

亀 山 市

目　次

Ⅰ　計画の体系と取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

　1　地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進
（１）福祉意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）担い手の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（３）権利擁護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（４）生活困窮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

　2　地域の連携で安心を生み出す環境づくり
（１）情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（２）福祉サービスの向上と相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（３）地域福祉・ボランティア活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（４）地域の防災対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（５）関係機関の連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

　3　身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進
（１）地域活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（２）健康づくり・生きがいづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（３）助けい合い・支え合い活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

Ⅲ　数値目標の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

Ⅳ　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

≪参考≫　亀山市地域福祉推進委員会要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

Ⅰ　計画の体系と取組事項

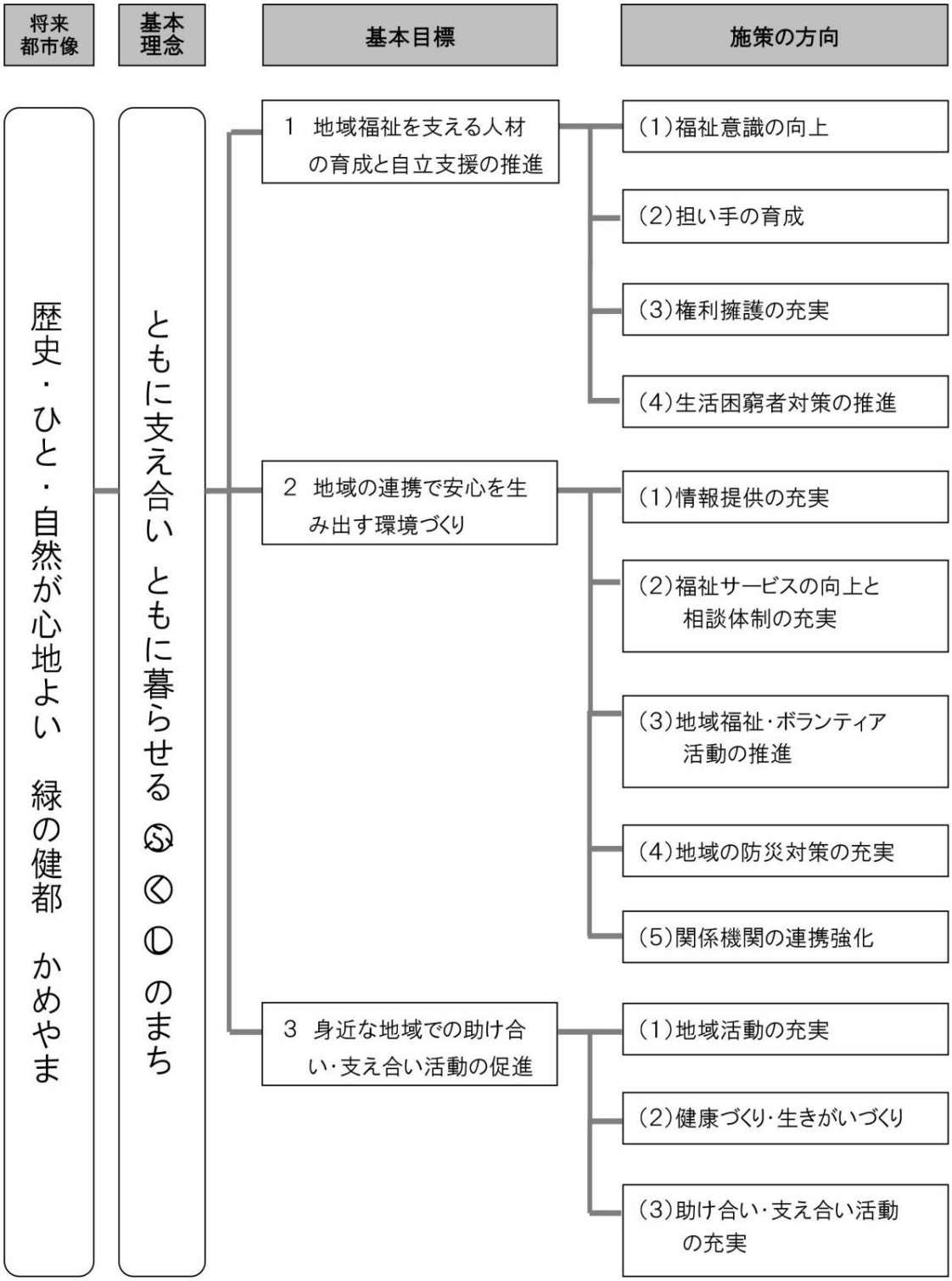

Ⅱ　進捗管理

進行管理は、市と社会福祉協議会により、毎年、市内 22 地区の地域まちづくり協議会・福祉委員会への地域福祉活動に対するヒアリングを行うとともに、市関係部局及び社会福祉協議会の取組内容について、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、進捗状況の確認を行うこととし、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告し検証を行うものとします。

それぞれの取組内容については、地域まちづくり協議会・福祉委員会との協働、住民の理解、参加度合いなどを含め、地域福祉の視点で総合的に評価しています。

1　地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

（１）福祉意識の向上

5 年後のあるべき姿		「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。
行政と社協の役割		高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解し合って暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。
取組内容	①	「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、さまざまな機会をとらえて普及･啓発を行います。
	②	地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携しながら進めます。
	③	地域の一員として果たすべき｢コミュニティサービス｣の考え方について、普及を図ります。
	④	障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。
実績（令和元年度）	①	亀山市社会福祉大会（11 月）において、障がいを価値に変える「バリアバリュー」の視点を取り入れたユニバーサルマナーからふだんのくらしのしあわせを考える記念講演（講師：㈱ミライロ）を開催し、地域における支援者や市民に対して障がい者への接し方などについて、普及・啓発を行いました。また、映像通訳（タブレット端末）･電話通訳システムによる、12 言語に対応した外国人生活相談窓口を開設し、外国人の方の福祉、子育て、教育など、生活に係る相談に対して、迅速に対応できる環境を整え、共生社会の実現につながる環境づくりを進めました。 さらに、市・社会福祉協議会が、地域福祉計画の基本理念をはじめとした概要について、全 22 地区の地域まちづくり協議会（福祉委員会）を訪れ、スライドを使うなど、わかりやすい情報提供に努め、相互に理解し合って暮らせる共生社会の実現に向けた啓発を行いました。
	②	社協が主体となり、学校等と連携した福祉教育推進事業について、保育所(12)・幼稚園(5)・認定こども園(2)、小学校(11)、中学校(3)、高等学校(2)において実施し、福祉の心を育みました。また、市内の社会福祉施設において、中学生(150 人)を対象とした福祉体験教室(8 月 19～23 日)の開催等により、地域福祉を学ぶ機会を提供しました。
	③	ちょっとした困りごとに対応する「ちょこボラ（有償ボランティア)」による地域の助け合い・支え合いのしくみづくりを進めるため、市内において先駆的に取り組むフレンドサービス（昼生地区まちづくり協議会）の代表をパネリストに迎え、まち協や民生委員、市民を対象とした地域福祉シンポジウムを開講(5 月)し、地域の一員として地域に貢献する必要性に関する意識の向上を図りました。
	④	「であい､ふれあい､ささえあい」をテーマとしたあいあいまつり 2019(10 月)の開催や、人権週間にあわせたヒューマンフェスタ in 亀山(12 月)において、中高校生による人権作文や人権スピーチの発表、市民活動団体によるブースの出展に加え、「みんながつくる、みんなの学校」と題した講演会などにより、多世代間の交流やふれあいの場を提供しました。
今後の方向性		地域の福祉課題を我が事として誰もが認識できるよう、全 22 地区のまち協に市と社協が訪れ、地域福祉の理念を含めた計画の概要や主要な取組の周知を継続しつつ、社協による福祉教育推進事業の継続など、学校等における福祉意識の向上にも取り組みます。また、市職員における多文化共生のマインドを高める取組も並行して行います。

（２）担い手の育成

5 年後のあるべき姿		「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。
行政と社協の役割		地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援を行います。
取組内容	①	民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を図ります。
	②	ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を実践する人材の育成を進めます。
	③	市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。
実績（令和元年度）	①	全 22 地区のまち協の福祉委員会等に出向き、市と社協が進めるまち協を単位とした住民による助け合い･支え合いのしくみづくりの取組概要について、地域における支援者に直接伝えました。 また、民生委員やまち協、市民を対象として、有識者をコーディネーターに迎えた地域福祉シンポジウム（5 月）を開催し、ＣＳＷの活動実績を踏まえ、民生委員やまち協における現状や今後の方向性についてトークセッションを行い、地域福祉の中核を担う人材の育成につなげました。
	②	地域における助け合い・支え合いの活動について知っていただくため、昼生地区まちづくり協議会のフレンドサービス事務局の田名瀬氏を講師に迎えたボランティア講座を開催(11 月)しました。また、社協が主体となり、亀山・徳風高等学校において、車椅子の貸出、ボランティア紹介、助成事業などを行いました。亀山高等学校では、モデル校として指定し、学校と社協が協働しながら、ふれあい・いきいきサロンとの交流（3 回）や清掃奉仕活動などを実施する年間を通じた福祉教育プログラムを作成し、将来の地域福祉を担う人材の育成に努めました。
	③	社協と長寿健康課とが連携し、高齢者の情報交換や交流を深める場として、「ふれあい・いきいきサロン（99 箇所)」を開催し、延べ 21,542 人が参加しました。当該サロンは、平成 30 年度 91 箇所から 8 箇所増加し、地域住民が主体となった介護予防活動の輪が広がりました。
今後の方向性		国が目指す地域共生社会の実現に向け、地域における支援者を対象としたスキルアップに向けた講演会の開催検討を行うとともに、社協が主体となった福祉教育推進事業やサロン活動推進事業などを引き続き展開することにより、住民相互に支え合うしくみづくりに取り組みます。

（３）権利擁護の充実

5 年後のあるべき姿		判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。
行政と社協の役割		人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。
取組内容	①	判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
	②	判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
	③	国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画（平成 30～32 年度）及び第２次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
	④	児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
	⑤	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
実績（令和元年度）	①	市内ショッピングセンターでの街頭啓発をはじめ、広報かめやまや人権啓発チラシの各世帯の配布などによる人権を守る啓発活動に加え、人権相談事業(よろず人権相談：年 36 回)をはじめ、人権擁護委員の日(6 月)や人権週間(12 月)にあわせ特設人権相談を実施しました。また、高齢者や障がい者に対する虐待防止や適切な支援を行うことを目的に、関係機関と連携し、高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議を開催(3 月)することなどにより、地域における啓発活動や人権相談、支援体制などの充実を図り、人権が守られる環境づくりを進めました。
	②	社協が主体となり実施する日常生活自立支援事業(県社協受託)は、認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が低下した人に対し、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理、書類などの預かりサービスなど、利用者に寄り添った支援により、地域の中で生活ができる環境の保持に努めました。【契約者数：38 件、支援回数：997 回】
	③	成年後見制度利用促進計画における中核機関の設置に向け、津地方裁判所が主催し、管轄である市（津市、鈴鹿市、亀山市）が参加した連絡会において、裁判所との連携を含めた意見交換を行うとともに、県が実施する中核機関の設置に向けたモデル事業に応募し、令和 2 年度に専門職によるアドバイザー派遣など受けることとしました。
	④	児童虐待やＤＶの発生予防や早期発見・早期対応のため、亀山市要保護児童等・ＤＶ対策地域協議会のネットワークを活用するとともに、子どもやその保護者の相談支援体制の強化を目的に、亀山市子ども家庭総合支援拠点の設置要綱（令和 2 年 4 月）を制定し、妊娠期から子育て期にわたる児童に対する必要な支援が行える環境づくりを進めました。
	⑤	障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、地域自立支援協議会に必要な構成員を加えつつ、その機能を付加する方向性を提案し、承認を得ました。
今後の方向性		判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業における必要な市補助を引き続き行います。 中核機関(成年後見制度)の設置に向け、県モデル事業を活用したアドバイザー派遣等の活用により、本市における必要な支援体制を明確にしながら検討を進めます。 また、子育て家庭支援の中核的役割を担う「子ども家庭総合支援拠点」を軸とし、亀山市要保護児童等・ＤＶ対策地域協議会や、支援会議・相談支援包括化サポート会議などを活用し、各関係機関とをつなぐしくみを導入し、ネットワークの強化を図ります。 障害者差別解消地域支援協議会は、当該協議会の所掌事務や必要な構成員を明確にし、設置に向けた具体的な準備を進めます。

（４）生活困窮者対策の推進

5 年後のあるべき姿		公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。
行政と社協の役割		社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。
取組内容	①	貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
	②	生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組みます。
	③	生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
	④	自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチによる相談支援を実施します。
	⑤	生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。
実績（令和元年度）	①	経済的な側面に限定せず、家庭における親子の関わりや地域における人間関係なども含めた広い観点（文化的な貧困）から調査を行った子どもの貧困に関する実態調査を踏まえ、その結果を第 2 期子ども・子育て支援事業計画の中で、施策として位置付け、取り組むこととしました。
	②	鈴鹿・亀山圏域において、家族会、事業所、県・市など関係機関が参加するひきこもりの就労支援等を考える会への参加などを踏まえ、実態把握に向けた検討を行うことを目的に、令和 2 年度において生活困窮者自立支援事業におけるひきこもり対策推進事業を予算化しました。
	③	全 22 地区のまち協（福祉委員等）に対して、地域福祉計画の概要とともに、主要な取組の一つである地域福祉力強化推進事業の実績や内容を説明し、その中で複合的な福祉課題を抱える人は、生活困窮者が大半を占めることから、地域の支援者にはまずは社協につなぐよう継続的な周知を行いました。
	④	生活困窮者自立支援事業における新規相談は 116 件、延べ相談件数 598 件となり、窓口への来所相談をきっかけに、継続的に訪問と来所による相談支援を行いました。また、アウトリーチによる相談支援は、自立相談支援事業と並行し、社協に配置したＣＳＷが中心となり展開しており、自立相談支援事業における相談支援員と連携のもと、組織内で連携を図りながら対応しました。 さらに、生活困窮者に対するアプローチの支援として、本人同意の有無に関係なく、情報共有ができ、アウトリーチによる相談支援が可能となる新たな会議体の設置に向け、会議設置要綱等の制定を進めるなど、地域の中で福祉課題を抱えた人が適切な支援につながる体制づくりを進めました。
	⑤	子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援に向けて、子どもの貧困に関する実態調査の結果を踏まえ、関係機関との連携による支援体制の在り方を検討するため、多様化・複合化した課題に対応できる相談体制の充実や家庭の孤立を防ぐ包括的な支援のネットワークづくりを施策の方向性に位置付け、取り組むこととしました。
今後の方向性		子どもの貧困は、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画（令和元年度策定）に基づき、自立に向けた支援体制の充実と確保、自立した生活基盤づくりへの支援に関する施策の取組を進めていきます。 また、本市においても、顕在化しつつあるひきこもりの実態を把握するため、ヒアリングやアンケート調査など、具体的な調査方法を具体化します。 さらに、生活困窮者等に対する相談支援の強化策として、社協へのＣＳＷの体制を強化する予算措置を行いつつ、多機関協働による包括的な支援体制のしくみづくりを本格的に進めます。

2　地域の連携で安心を生み出す環境づくり

（1）情報提供の充実

5年後のあるべき姿		「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。
行政と社協の役割		必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。
取組内容	①	地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」、「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
	②	民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
	③	潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。
実績（令和元年度）	①	地域の福祉課題に関することは、まずは社協につないでいただくよう、まち協(22地区)に市と社協が出向き、相談先(窓口)の周知を行いました。また、地域との関わりが稀薄な人には、地域における支援者を経由した情報提供を行うとともに、市ホームページ等を活用した情報発信に努めつつ、ＣＳＷによる相談支援を通じて、個別の状況に応じた福祉サービスを案内するなどにより、情報提供の重層化を図りました。
	②	まち協(22地区)に市と社協が出向き、地域福祉の理念やＣＳＷによる地域福祉力強化推進事業の概要について、スライド（パワーポイント）などを活用しながら分かりやすく、詳細な情報提供に努め、必要な情報提供を行うことにより、地域の支援者の理解を深めました。
	③	地域の中で民生委員・児童委員や福祉委員などが福祉課題を抱える人を発見した場合は、まずは社協につないでもらうよう、まち協(22地区)に周知し、ＣＳＷを介した情報提供のしくみづくりを進めることにより、支援が必要な人に、アウトリーチによる情報提供のしくみづくりを進めました。
今後の方向性		地域の支援者からの情報を受けられる窓口機能の周知を市と社協が連携し行うとともに、ＣＳＷ等の個別支援により、福祉情報が必要な人への情報提供を継続的に行います。 また、ＣＳＷにつながった世帯における多様化・複合化した福祉課題が顕在化しつつある本市の現状や、国が求める地域共生社会の必要性について広く周知する機会（講演会）を検討します。

（２）福祉サービスの向上と相談体制の充実

５年後のあるべき姿		多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。
行政と社協の役割		地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。
取組内容	①	社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。
	②	地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。
	③	地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要な機関につながるしくみづくりを進めます。
	④	地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。
実績（令和元年度）	①	社協が主体となり、市内に事業所がある社会福祉法人間の連携・情報交換の場として、亀山市社会福祉法人連絡会（仮称）設立に係る準備会（3月）を初めて開催し、各法人の公益的な取組に向けた情報共有を行いました。
	②	生活困窮者自立支援事業における福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設し、福祉に関するあらゆる相談を受ける環境を整えました。また、国が求める包括的な相談窓口機能の在り方について、他分野の窓口機能との棲み分けに取り組みました。
	③	民生児童・児童委員の見守り活動等において、福祉課題を抱えた人を発見した場合、まずは社協のＣＳＷにつなぐよう依頼しつつ、当該内容の周知を市・社協で行うことにより、地域における福祉課題に対応できる環境づくりを進めました。
	④	ＣＳＷの個別支援により浮かび上がった地域のニーズに対し、ちょっとした困りごとは地域で対応するちょこボラのしくみについて、ＣＳＷ等が地域支援・しくみづくりとして会議や立ち上げなどに関わり、井田川北地区まちづくり協議会において有償ボランティアのしくみとして、「井田川北ささえ愛たい」が組織化されました。
今後の方向性		市と社協とが連携し、社会福祉法人連絡会の設立に向け、取り組みます。 また、地域における福祉課題について、高齢、障がい、子どもなどの単独の相談窓口では受け付けることができない福祉課題を包括的に受け止める窓口機能の検討を進めるとともに、その有する機能の重層化に向けた検討を進めます。

（３）地域福祉・ボランティア活動の推進

5 年後のあるべき姿		住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。
行政と社協の役割		さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。
取組内容	①	「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
	②	日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。
	③	福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
	④	地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
	⑤	認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。
実績（令和元年度）	①	市と社協がまち協(22 地区)に出向き、地域における支え合いのしくみづくりの概要を伝えることにより、地域の支援者を含めた住民の理解を深めました。また、有償ボランティアを先駆的に取り組むフレンドサービス(昼生地区まちづくり協議会)の代表を招いて、地域福祉シンポジウムやボランティア講座を開催し、有償ボランティアの必要性や効果などを伝える機会としました。
	②	地域福祉力強化推進事業で社協に配置したＣＳＷにより、地域における草刈り等、日常生活のちょっとした困りごとに対応するしくみづくりについて、他地区での展開に向け、市と社協と連携し取り組みました。その中で、井田川北地区では、ＣＳＷや生活支援コーディネーターが地域支援・しくみづくりに関わり、有償ボランティアとして「井田川北ささえ愛たい」が組織化され、ボランティア活動の促進を図りました。
	③	社協により、家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、歩行器(1 件)や車椅子(207 件)の介護機器を貸し出すとともに、歩行困難・寝たきり状態の人を対象とした福祉移送サービス(登録者数 44 人、延べ運行回数 1,795 回)を社協に委託し実施することにより、社会参加の促進につなげました。
	④	介護予防事業における高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン(99 箇所)」や、社協が主体となり、子育てサロン(10 箇所)、地域住民が参加するコミュニティサロン(14 箇所)の各種サロン活動推進事業を実施し、全体として平成 30 年度に比べ 10 箇所増加し 123 箇所となり、住民の身近な場所での憩いの場づくりを進めました。
	⑤	地域包括支援センターを鈴鹿亀山地区広域連合からの委託により、社協において運営を行い、認知症サポーター養成講座(14 回、433 人)や認知症初期集中支援チーム(相談件数 120 件、実相談者数 12 人)や認知症関係会議 4 回)により、認知症状態にある人やその家族に早期から関わり、ＣＳＷ、医療などの関係機関と連携した受診、発見、対応までの支援体制の構築を進めました。
今後の方向性		有償ボランティアのしくみづくりについてまち協を単位として、事業の概要の説明や先駆的な取組事例の紹介とともに、他地区に展開していけるよう、介護保険サービスの活用など、活動を支援するしくみを整えつつ、市と社協が連携しながら取り組みます。また、地域福祉活動を下支えするサポート体制や各種サロン活動を継続します。 さらに、認知症高齢者等をはじめとした支援が必要な人に対して、家族だけでなく地域全体で支えられる体制づくりに向け、生活支援コーディネーター（第１層、在介）、ＣＳＷ、生活困窮者自立支援事業、市などが連携できるよう場づくりに向け、新たな会議体の設置など、多機関協働のしくみづくりを進めます。

（４）地域の防災対策の充実

5 年後のあるべき姿		地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起こっても地域で住民の安全が確認されています。
行政と社協の役割		密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。
取組内容	①	大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、支援者名簿を再構築するとともに、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの避難支援者の協力を得ながら、その活用と見直しを図っていきます。
	②	地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
	③	大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力」を高めます。
実績（令和元年度）	①	災害が起こっても地域で住民の安全確保につながるよう、避難行動要支援者名簿の更新に取り組みました。その中で、和田地区等では、地域の防災訓練に当該名簿を活用するなど、地域の特性に応じた防災体制づくりの環境づくりを進めました。
	②	社協と市が連携し、平時からの民生委員による必要に応じた住民の生活状態の把握や、全 22 地区福祉委員会における 75 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした安心見守り訪問事業(914 件)を実施しました。また、8050 問題など、地域から孤立しつつあり、福祉課題を抱えた世帯を発見した場合は、ＣＳＷにつなぐ体制づくりを進めたことにより、日頃からの安否確認体制の構築を図りました。 さらに、避難行動要支援者名簿の活用に向け、利活用マニュアルを含んだ全体方針の作成に向け、課題の整理を行いました。
	③	災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、社協が主体となり開催した災害ＶＣマッチング体験カードゲーム形式で、被災者からの困りごとと集まる多様なボランティアをマッチングするシュミレーション研修[災害ボランティアセンターの設置訓練(1 月)]に参加[(災害ボランティア(4 人)、青年会議所(3 人)、市職員(9 人)、社協職員(18 人)]することにより、支援者側の連携・協力について、実効性ある方法を学びました。
今後の方向性		避難行動要支援者名簿の更新と並行し、当該名簿の利活用に向けた全体方針の作成とともに、個別計画の具体的な作成手法や内容などについての検討を関係部署と協議しながら進めます。 また、地域における受援機能の強化に向け、災害ボランティアセンターが災害時等に機能するよう、実効性ある研修会等を関係機関・部署と開催します。

（５）関係機関の連携強化

5 年後のあるべき姿		多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。
行政と社協の役割		地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。
取組内容	①	地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク※1が全市で行える体制づくりに努めます。
	②	地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
	③	地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。
実績（平成 30 年度）	①	社協に委託している地域福祉力強化推進事業について、ＣＳＷによる個別支援の相談実績が、新規件数は減少したものの、平成 30 年度は 449 件（延べ件数）であったものが、令和元年度は 733 件（延べ件数）と大幅に増加しています。個別支援では、ごみ屋敷など、多様化・複合化している福祉課題を抱えた世帯が顕在化しており、これに対応する支援体制を充実・強化するため、地域福祉力強化推進事業の変更（正規・兼務⇒正規 2 名）に向けた予算化を行いました。
	②	地域包括支援センターに配置した第１層の生活支援コーディネーターとＣＳＷとが連携し、地域におけるしくみづくりについて、互いの役割を確認し合いつつ、地域のニーズに対応できる体制づくりを進めました。
	③	社協のＣＳＷとの役割を明確にした相談支援包括化推進員（市）を地域福祉課（兼務）に配置（3 月）し、本人同意の有無に関係なく、関係機関・関係者との情報共有やアプローチができるよう、新たに支援会議・相談支援包括化サポート会議設置要綱の制定に向けた準備を進めました。
今後の方向性		関係機関とＣＳＷをつなぐシートの導入とともに、それを解決に導く世帯全体のプラン様式など、コミュニティソーシャルワークの全市展開を進めます。 また、国が令和３年度から展開する重層的支援体制構築事業（新モデル事業）に対応できるよう、本市における体制のあり方を見直しつつ、市内部はもとより、他分野の専門機関と連携ができる多機関協働による包括的支援体制づくりを進めます。 さらに、生活支援コーディネーターとＣＳＷの互いの役割を整理した上で、有償ボランティア等のしくみづくりに向け、既存の支援機関につなぎつつ、効果的な新たな資源づくりの体制を整えます。

3　身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

（１）地域活動の充実

5年後のあるべき姿		地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。
行政と社協の役割		住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。
取組内容	①	小地域における福祉活動等を促進するため、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
	②	地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
	③	教育委員会と連携して、コミュニティスクール（学校運営協議会）や青少年育成市民会議の「愛の運動（登下校時の見守り活動）」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
	④	地域の課題を解決するコミュニティビジネスのしくみづくりを検討します。
実績（令和元年度）	①	鈴鹿馬子唄会館のトイレ改修工事や、城西地区コミュニティセンターの男子トイレの洋式化工事を実施し、地域まちづくり協議会の活動拠点の整備・充実を図りました。
	②	社協による小地域ネットワーク活動により、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、まち協(22地区)において福祉委員(346人)を委嘱しました。また、各地区において、三世代ふれあい交流や高齢者訪問、サロンなど地域の特性に応じた内容で福祉活動が展開されることにより、地域における住民同士の相互理解や連帯感の醸成を図りました。
	③	学校と保護者、地域が協働するコミュニティスクール(小学校10校、中学校2校)の設置や青少年育成市民会議による愛の運動(43団体､1,297人)の一環として声かけ活動を実施することにより、身近な地域での住民相互のつながりづくりに取り組みました。
	④	まち協への支援策の一つとして、コミュニティビジネスの専門家を派遣できる地域まちづくりアドバイザー派遣制度の活用(３地区)を促すとともに、ＣＳＷによる地域支援・しくみづくりと並行し、地域のニーズに応じられるよう、しくみづくりを進めました。 また、学びの成果を活かして地域で活躍する場を創出する「かめやま人キャンパス」として、コミュニティビジネスや副業をテーマとしたまちの起業人養成講座（定員20人、第1期講座8回）を開催し、地域の魅力や自分の趣味・特技のビジネスの転換について、そのノウハウを学べる機会を提供しました。
今後の方向性		まち協の活動拠点の整備や地域行事の開催、あいさつ運動などにより、身近な地域での住民相互のつながりづくりを進めます。 また､地域の課題を解決するしくみづくりに向け､市と社協はもとより､関係機関とが情報共有を図りつつ､新たな資源開発につながるよう新たな会議体の設置やＣＳＷ等による地域支援･しくみづくりを強化することなどにより、支援体制の強化を図ります。

（２）健康づくり・生きがいづくり

5年後のあるべき姿		生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。
行政と社協の役割		住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることのできる活動を支援します。
取組内容	①	健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。
	②	地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。
	③	高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。
	④	子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。
実績（令和元年度）	①	健康寿命を延伸できるよう市民の健康づくりのきっかけづくりを促すため、市民が自ら目標を決めて健康づくりを実践する健康マイレージ事業(令和元年6月～令和2年2月)を実施し、健康に対する意識を高めるとともに、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげました。
	②	市民活動ニュース(年12回)や亀山市民ネット(Web)などで市民活動に関する情報や活動報告を掲載しました。また、市民活動団体と市が協働で行う協働事業(3団体)や、市民活動団体の育成を目的とした市民参画協働事業推進補助金(2団体)の交付のほか、津市ＮＰＯサポートセンター相談員による市民活動なんでも相談所(6日)の開設などにより、住民の主体的な活動を促す環境づくりを進めました。
	③	健康寿命を延伸できるよう市民の健康づくりのきっかけづくりを促すため、市民が自ら目標を決めて健康づくりを実践する健康マイレージ事業を実施し、健康に対する意識を高めるとともに、市が取り組む検診や健康づくり教室などへの参加につなげました。 また、介護予防事業における高齢者のふれあい・いきいきサロンの開催(99箇所)や住民の誰もが参加できるコミュニティサロンを開催(14箇所)するとともに、中央公民館の出前教室として、運動や健康に関する講座(13地区、延べ18回、415人)を実施することにより、健康に暮らせる環境づくりに取り組みました。
	④	市立図書館整備基本計画(平成30年5月)の中で、新図書館に求められる機能とサービスとして、学びとまちづくりの核となる図書館とするため、「知との出会いとその蓄積の場の創出(知る)」、「市民の誰もが集える場の創出(楽しむ)」を基本方針として示し、その具体的な機能として、新図書館を核とした地域コミュニティセンターの図書コーナー等を生かした地域ごとの読書活動拠点づくりをはじめ、地域企業や団体と連携した地域活動と図書をつなぐイベントの開催や、地域課題等を自由に語り合う市民井戸端会議等の参加しやすい場づくりなどを位置付け、それを実践するための設計や運営方針の整備を進めました。
今後の方向性		健康マイレージ事業を引き続き実施するとともに、住民の主体的な活動を支援するため、中央公民館講座を活用した運動・スポーツをテーマとした講座を実施します。 新図書館において福祉的な社会学習を促せるような場とするとともに、多世代間の交流につながる場となるよう、教育と福祉が連携した多機能型図書館の建設に向けた整備を進めます。

（３）助け合い・支え合い活動の充実

５年後のあるべき姿		隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。
行政と社協の役割		支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。
取組内容	①	ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、従来の活動に音楽療法等を取り入れるなど、活動のノウハウの普及に努めます。
	②	買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
	③	支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
実績（令和元年度）	①	社協が主体となり、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン(介護予防普及啓発事業：99 箇所)や子育てサロン(10 箇所)に加え、住民の誰もが参加できるコミュニティサロン(14 箇所)におけるサロン活動を促進するため、活動に係る助成を継続的に行うことにより、地域における憩いの場づくりを進めました。
	②	フレンドサービス（昼生地区まちづくり協議会）において、地域における草刈り等のちょっとした困りごとに地域で対応するしくみが継続的に行われました。また、ＣＳＷが地域支援・しくみづくりに関わり、井田川北ささえ愛たい(井田川北地区)が組織化され、活動を開始することとなりました。 また、ちょこボラの活動を知っていただくことを目的に、フレンドサービスの代表を講師に迎えたボランティア講座(11 月)やＣＳＷの活動実績を踏まえた地域福祉活動のあり方を考える地域福祉シンポジウムを開催(5 月)し、地域における助け合い・支え合いの風土の醸成につなげました。
	③	民生委員・児童委員、福祉委員などの見守り活動や声かけ活動を効果的にするため、ＣＳＷとの連携を強化しつつ、個別支援を展開することにより、地域福祉の担い手の活動の活発化につなげました。 また、引きこもりやニート傾向の青少年に対し、青少年総合支援センター支援員により、面接・電話相談(197 件)を実施するとともに、同センター補導員による愛の声かけ運動(43 団体、1,297 人)として、地域や登下校の子どもたちに声かけを行い、地域における支援者を下支えする活動を継続しました。
今後の方向性		社協と連携しながら、各種サロン活動の活発化に引き続き取り組み、活動のノウハウの普及を進めます。また、近所における助け合い・支え合い活動の活発化を図りながら、その組織の継続的な運営支援に向け、介護保険サービスの活用などの支援のしくみを整えつつ、生活支援コーディネーターとの役割を棲み分けし、地域におけるしくみづくりを進めます。 さらに、民生委員・児童委員、福祉委員などの地域福祉の担い手を下支えする既存の活動を継続することにより、助け合い・支え合いの風土の醸成を高めます。

数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	H29	H30	R1	目標値（R3 年度）	備考（現状の根拠）
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17. 2%	―	―	―	35%	平成 27 年度_第 2 次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47. 6%	―	―	―	55%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数（地域の担い手含む）	751 人	714 人	747 人	755 人	900 人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	H29	H30	R1	目標値（R3 年度）	備考（現状の根拠）
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46. 1%	―	―	―	50%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39. 7%	―	―	―	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60 団体	96 団体	113 団体	123 団体	110 団体	
ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	―	0	1	2	10 箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	H29	H30	R1	目標値（R3 年度）	備考（現状の根拠）
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69. 1%	―	―	―	90%	平成 28 年度_第 2 次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6. 1%	―	―	―	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30. 6%	―	―	―	25%	

※アンケート結果をもとにした目標の評価は、前期基本計画の最終年度に実施します。

Ⅳ　計画の進行管理

（１）計画の周知・啓発

本計画は、行政出前講座や市ホームページなどを通じて、市民に周知･啓発を行います。特に、地域まちづくり協議会に対しては、本計画で示した計画の考え方（基本理念、基本目標など）や取組内容などを全地区で説明します。

（２）計画の推進・評価

進行管理は、市と社会福祉協議会により、毎年、市内22地区の地域まちづくり協議会･福祉委員会への地域福祉活動に対するヒアリングを行うとともに、市関係部局及び社会福祉協議会の取組内容について、PDCA（計画･実行･評価･改善）のサイクルに基づき、進捗状況の確認を行うこととし、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告し検証を行うものとします。

なお、それぞれの取組内容については、地域まちづくり協議会･福祉委員会との協働、住民の理解、参加度合いなどを含め、地域福祉の視点で総合的に評価することとします。

（３）社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、本市の地域福祉を担う中心的な団体として位置づけられ、社会福祉を目的とする事業の企画、実施、普及、助成など、地域に密着しながら地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するためには、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画の各分野において社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

このため、社会福祉協議会が策定する第2次地域福祉活動計画の取組と整合性を図るとともに、進捗状況や評価を共有しながら、本市の地域福祉を推進します。

（４）公表

進捗状況等については、市ホームページ等にて公表します。

≪参考≫

〇亀山市地域福祉推進委員会要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１０７条の規定に基づく亀山市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び当該計画に定める施策（以下「施策」という。）の推進その他地域福祉の推進に資するため、亀山市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）計画の策定に必要な調査及び検討に関すること。

（２）施策の評価及び検証に関すること。

（３）社会福祉法第５５条の２の規定により社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画の確認及び助言に関すること。

（４）その他地域福祉の推進に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（１）学識経験を有する者

（２）公募により選出された者

（３）社会福祉サービスの利用等に関する支援事業を行う者

（４）社会福祉に関する地域活動団体に属する者

（５）社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の代表者

（６）市職員

（７）その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
４　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が招集する。
附　則（平成２９年４月２７日）
（施行期日）
１　この要綱は、平成２９年４月２７日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の日から平成３０年１１月３０日までの間に委嘱され、又は任命される委員の任期は、この要綱による改正後の第４条第１項の規定にかかわらず、平成３０年１１月３０日までとする。
附　則（平成３０年３月３０日）
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

第２次亀山市地域福祉計画進捗管理　　［平成２９年１０月策定］

資料１―②

第２次亀山市地域福祉活動計画__進捗管理

【前期計画　平成 30 年 1 月～令和 4 年 3 月】

平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月

社会福祉法人

亀山市社会福祉協議会

目　次

Ⅰ　計画の体系と取組事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

　1　地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進
（1）福祉意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（2）担い手の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（3）権利擁護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（4）生活困窮者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

　2　地域の連携で安心を生み出す環境づくり
（1）情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（2）福祉サービスの向上と相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・9
（3）地域福祉・ボランティア活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・11
（4）地域の防災対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（5）関係機関の連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

　3　身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進
（1）地域活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（2）健康づくり・生きがいづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（3）助け合い・支え合い活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

Ⅲ　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

≪参考≫　亀山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・・・17

Ⅰ　計画の体系と取組事項

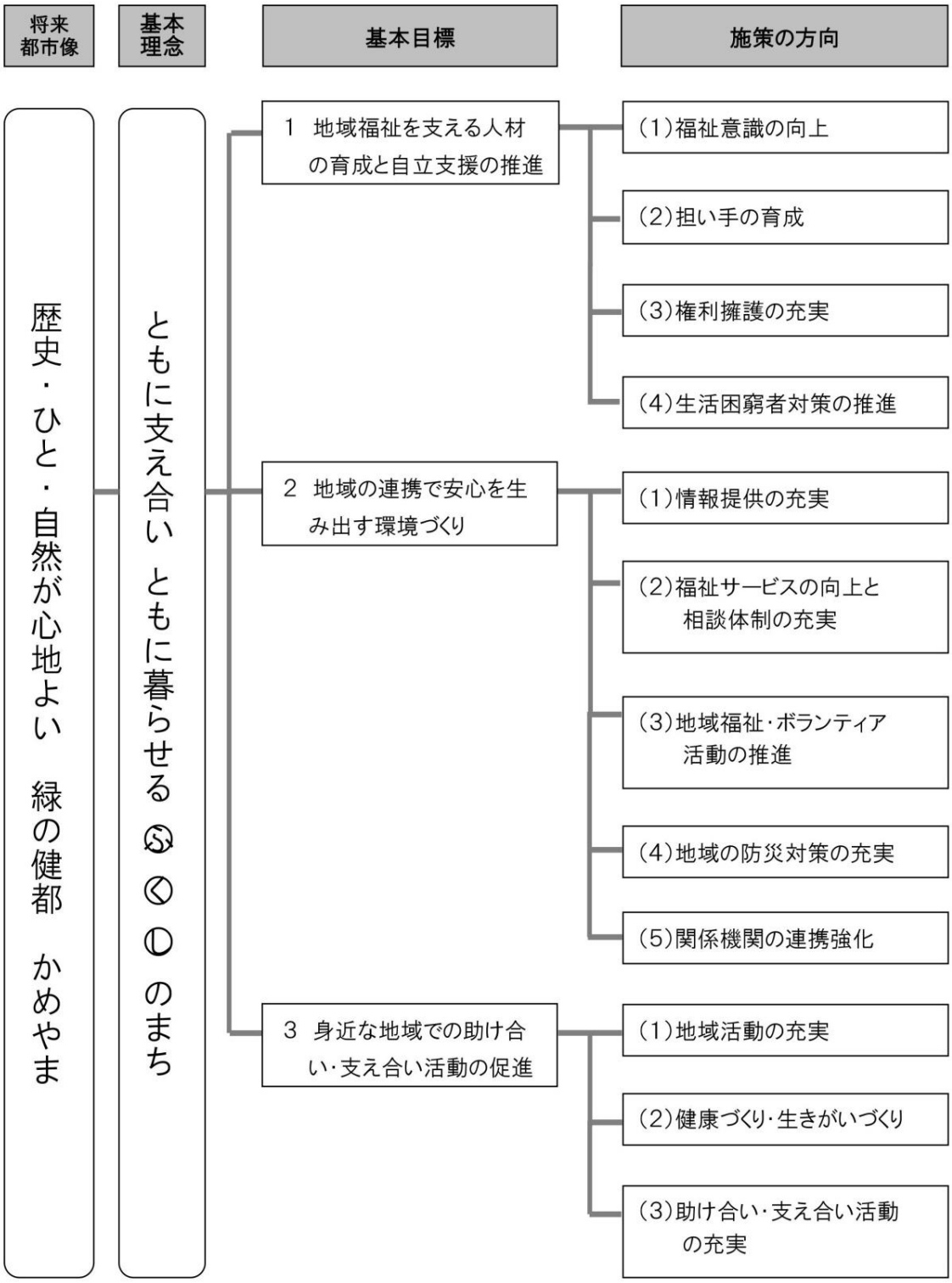

Ⅱ　進捗管理

令和元年度の評価（計画策定：平成 30 年 1 月）について、地域福祉活動計画の社会福祉協議会の取り組む主な事業について、実施した事業について評価します。

1　地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

（1）福祉意識の向上

事業名	福祉教育推進事業
事業概要	社会福祉の理解と関心を高めるため、市内小中高校、幼稚園、保育所・認定こども園に対し、福祉教育推進助成事業を実施します。また、学校、園と社協が更なる連携を図るためモデル校を指定し、福祉教育を推進します。 市内の福祉施設･事業所において、高齢者や障がい者の方々とふれあい・交流をとおして福祉の理解を深めるため、中学生福祉体験教室を実施します。また、中学生、高校生に福祉ボランティア基金や共同募金等の街頭募金活動を体験してもらうことにより福祉教育の推進を図ります。 福祉委員会やサロン等さまざまな機会をとおして、地域福祉や福祉制度についての情報発信を行い、地域住民に対しての福祉教育を推進します。
実績（令和元年度）	市内の学校に様々な体験やボランティア活動を通じて、福祉に対する関心を高めることを目的に福祉教育推進事業を実施しています。3 校（園）をモデル校に指定し、学校（園）と社協が協働で年間のプログラムを作成し、福祉教育の更なる充実と次世代の担い手の育成に取り組みました。令和元年度に関しては、モデル校の他にも 3 校より依頼をいただき、福祉の心を育むための取組を広げることができました。中学生福祉体験教室については、市内 20 施設のご協力のもと計 150 名の中学生に対し、現場を体験してもらうことで福祉の理解を深めてもらう機会を提供しました。
今後の方向性	令和元年度から新たな学校（園）をモデル校に指定し、学校（園）と社協が協働で年間のプログラムを作成し、福祉教育推進事業に取り組みました。令和２年度もモデル校である学校（園）と連携を図るとともに、他の学校からの福祉教育授業の依頼に対して積極的に関わります。中学生福祉体験、街頭募金活動についても引き続き中学生、高校生に対し福祉に対する理解を深めるとともに、地域の福祉活動を行うための財源について市民の方々に理解が得られるよう実施していきます。

事業名	あいあい祭り
事業概要	誰もが安心して暮らせる保健・福祉のまちづくりを目指して、市内外で活躍するボランティア団体や保健・福祉団体、地域住民、行政、社協等が一堂に会し、広く健康増進と福祉、医療等に対する理解を深め交流を図ることを目的に開催します。
実績（令和元年度）	あいあい祭り実行委員会事務局として、各種許可申請、会場設営などを担当し、多数のボランティアの協力を得て開催しました。6 月に準備委員会を開催し参加団体を募り、平成 30 年度に引き続き広報･ステージ部会及び会場部会の 2 部会制とし、代表者会議、実行委員会で事業運営を行いました。当日は約 1,500 名が参加され、市民全体の保健・福祉・医療に対する意識の向上を図りました。 令和元年度より新たにボランティアセンター登録団体である「かめやま防災ネットワーク」に参画していただき、災害ボランティアに関しての周知を行うことができました。また、市健康福祉部障がい支援 G を通じて市内就労支援事業所に参画を呼びかけ参加に繋がりました。
今後の方向性	亀山市に定着しているイベントであり、年に 1 回保健・福祉・医療に対する意識を高める機会になっています。引き続きあいあい祭り実行委員会事務局を担い、情報発信の場として、事業運営を円滑に行えるよう取り組んで行きます。また、地震体験車を呼び実際に体験できるブースを設けるなど災害ボランティアの周知にも取り組んでいけるよう検討します。市民が障がいに対して理解を深めてもらえるよう、市内就労支援事業所等に継続して参画の働きかけを行っていきます。

事業名	社会福祉大会
事業概要	亀山市における社会福祉関係者が一堂に会し、今後の更なる努力を誓い、併せて亀山市の社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するとともに、講演会等を通じ福祉意識の向上を図るために開催します。
実績（令和元年度）	参加者150名のもと、亀山市における社会福祉関係者が一堂に会し、今後の更なる努力を誓いました。表彰選考委員会を開催し、亀山市の社会福祉の発展に功績のあった22名の表彰を行うとともに、2社3団体、11自治会に感謝状を授与しました。また、記念講演として株式会社ミライロ　一般社団法人日本ユニバーサルマナー協会　原口　淳氏を招き、ご自身の生い立ちや経験から高齢者・障がい者への向き合い方についてグループワークを交えながら講演をいただき、ユニバーサルマナーを考える機会となりました。
今後の方向性	引き続き、社会福祉に功績のあった方々に対し、表彰・感謝を行うとともに、福祉意識を高めるため記念講演を開催します。

事業名	障がい児交流事業〔拡充〕
事業概要	障がいのある児童を対象に、高校生の参加を得てふれあい交流を通して相互の理解を深める交流事業を実施します。
実績（令和元年度）	三重県高等学校文化連盟ボランティア部門に加盟する高等学校の生徒と市内在住の障がいのある児童を対象に、相互の親睦と高校生との交流事業を実施しました。参加する高校生に対し、事前にオリエンテーションを実施することで、障がいに対する理解や配慮事項を伝える機会にもなりました。令和元年度は、三重県高等学校文化連盟ボランティア部門との共催で実施したこともあり、亀山市以外からの多くの高校生の参加により、たくさんの人との交流をする事ができました。また、高校生が自らレクリエーションを企画・運営することにより参加者とふれあう機会が多くみられ、ふれあい交流事業の意義を実感しました。参加者に感想などヒアリングまたは、アンケートなどで気が付いた点、ご要望、満足度等の把握を行うことができなかったことが反省点としてあげられます。
今後の方向性	引き続き、高校生の参加を得ながら、交流事業を通じて障がい児の交流の場の提供及び障がいへの理解を深めるため、事業を実施していきます。参加者に交流会に参加した後の事業に対するヒアリングまたはアンケートなどを行い、事業の改善に努めていきます。

事業名	多文化共生のための交流支援【新規】
事業概要	外国籍などの異なる人々が、文化の違いを認め合い、対等な関係を築き共に生きていける社会になるよう、情報提供や相談、助成など交流活動の支援を行います。
実績（令和元年度）	亀山市民協働センター「みらい」において、外国籍の子どもたちを対象に学習支援を行う団体が交流タイムをもうけ、生活相談や参加者同士との交流を行えるよう助成を行いました。学習支援をしているみらいじゅくの現状把握やニーズ把握のため訪問し、聞き取りを行いました。また、市担当部局や他の支援団体（はじめのいっぽ）から聞き取りを行い、現状把握、ニーズ把握に努めました。 団体名：みらいじゅく 助成額：60,000 円
今後の方向性	令和元年度は 1 団体への助成でしたが、引き続き外国籍の方々を支援している他の団体の現状把握やニーズ把握を行い、必要に応じて助成を行っていきます。 訪問時のニーズ把握により高校生や大学生のボランティア参加の希望があることから、ボランティアコーディネートができるよう努めます。

（２）担い手の育成

事業名	福祉委員研修事業〔拡充〕
事業概要	地域での見守り活動を実践するうえで知識や技術についてスキルアップ研修を実施します。地域における担い手として、認知症サポーターをはじめとした正しい理解と地域活動に役立つ福祉サポーター研修を、福祉委員会を中心に福祉委員だけでなく広く地域住民を対象に実施します。
実績（令和元年度）	福祉委員活動を行うための実践的な技術と意識の向上を図るため、ワークショップを用いながら新任の福祉委員を対象に 2 回に分けて研修会を実施しました。昨年度より引き続き本会の地域福祉係の職員が講師として研修を行いました。また、地域包括支援センターと共催で認知症サポーター養成講座を 2 回に分けて開催し、認知症の正しい理解と日頃の見守り活動に役立ててもらえるよう開催しました。あわせて地域包括支援センターに設置されている認知症初期集中支援チームの周知も行いました。 福祉委員新任研修会　　参加者：86 名 認知症サポーター養成講座　参加者：42 名
今後の方向性	引き続き日頃の活動に役立ててもらうよう、初任者研修、認知症サポーター養成講座に加え、障がいをテーマにした研修会を実施します。

事業名	ちょこボラ育成事業【新規】
事業概要	福祉委員会を中心に地域でのちょっとした困りごとに対応できるよう「ちょこボラ」を育成していきます。また、地域まちづくり協議会に対して「ちょこボラ」のしくみ作りに対し支援を行います。
実績（令和元年度）	地域での助け合いや支え合いの活動について知ってもらい、日常生活でのちょっとした困りごとに対応できる「ちょこっとボランティア（ちょこボラ）」の育成及び住民相互に支え合うしくみを構築できるようボランティア講座をはじめ、全まちづくり協議会での説明、視察研修会支援を行いました。また、井田川北まちづくり協議会に位置付けられた福祉活動推進委員会の第3回～9回及び視察研修や振り返りの会議にCSWと生活支援コーディネーターで参加しました。情報収集しながら必要な部分については発信し、資料作成や支え合いのしくみなどについて、会議参加者主体で考えてもらえるように支援を行いました。令和2年1月17日にちょこボラである『井田川北ささえ愛たい』が発足。今後も定例会や周知活動に参加しながら、活動が継続できるようにサポートを行います。 ボランティア講座 内　容：市内の住民参加型福祉サービス実践者の講座 参加者：54名
今後の方向性	現在、昼生地区まちづくり協議会の「フレンドサービス」、井田川北地区まちづくり協議会の「井田川北ささえ愛たい」が立ち上がっていますが、引き続き、ボランティア講座やまちづくり協議会への立ち上げ支援を継続的にコミュニティソーシャルワーカーと生活支援コーディネーターが協働して関わり、まちづくり協議会を単位としてちょこボラ活動が広がっていくしくみ作りを行っていきます。

事業名	ボランティア養成講座
事業概要	全市的に活動できる目的別福祉ボランティア講座を開催し、ボランティア活動に興味をもち、活動を始めるきっかけ作りを目的にボランティア講座を実施します。
実績（令和元年度）	地域での助け合いや支え合いの活動について知ってもらい、日常生活でのちょっとした困りごとに対応できる「ちょこっとボランティア（ちょこボラ）」の育成及び住民相互に支え合うしくみを構築できることを目的にボランティア講座を実施しました。 ボランティア講座 内　容：市内の住民参加型福祉サービス実践者の講座 参加者：54名
今後の方向性	今後も地域で活躍できるボランティアを育成できるよう講座を実施するとともに、全市的に活動できる福祉ボランティア講座も合わせて実施していきます。

（３）権利擁護の充実

事業名	日常生活自立支援事業
事業概要	亀山日常生活自立支援センターにおいて、高齢や障がいにより、判断能力に不安のある方に対し、関係機関と連携を取りながら、福祉サービス利用援助や日常の金銭管理等の支援を行い、相談機能と生活支援機能の充実を図ります。
実績（令和元年度）	令和元年度は新規契約者が 5 名ありましたが、利用者の死亡や成年後見制度への移行等で解約が 9 件あり、3 月末の利用者数は 38 名となりました。 生活支援員の定期的な支援に加え、専門員と相談しながら自己選択をしていく事で、利用者の生活の安定に大きな役割を果たしています。 しかし本事業だけでは解決できない課題を抱える利用者も多く、他機関との調整や役割分担が課題となっています。 生活支援員： 12 名　　（前年比： 2 名減） 支 援 回数：997 件　　（前年比：55 件減） 契 約 者数： 38 名　　（前年比： 4 名減）
今後の方向性	引き続き各関係機関と連携しながら、利用者が地域や施設で安定した生活を送れるよう支援していきます。

事業名	成年後見制度利用促進〔拡充〕
事業概要	判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者、精神・知的障がい者）を保護し、または支援するため、地域包括支援センターの権利擁護業務を一部受託し、成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発を行います。また、法人後見等の可能性についても検討していきます。
実績（令和元年度）	相談窓口として、鈴鹿亀山地区広域連合より受託した地域包括支援センターに相談員を置き、判断能力の不十分な高齢者、障がい者の方や家族、支援者からの相談を受け、支援を行いました。新規相談件数, 延べ対応件数共に増加しました。 新規相談件数： 31 件（前年比：10 件増） 延べ相談件数：135 件（前年比：27 件増）
今後の方向性	医療、福祉、介護等の専門職による多職種連携会議で成年後見制度について説明を行ったことで制度の理解、相談窓口の啓発に繋がりました。 しかし、まだまだ制度が周知されていないことから、今後も市民及び関係機関等に対し、制度の普及啓発に努めるとともに中核機関の受託に向け、市と連携し先進地視察や職員研修、法人後見の検討を行っていきます。

（４）生活困窮者対策の推進

事業名	生活困窮者自立支援事業〔拡充〕
事業概要	生活保護に至る前の段階で、生活困窮者の自立支援を行うために、亀山市から、必須事業として「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」を、任意事業として「家計改善支援事業」を受託して事業を実施します。また「福祉何でも相談窓口」を開設し、どのような相談でも受ける体制を作ります。
実績（令和元年度）	新規相談件数は前年度並みですが、延べ相談件数は増加しています。また自立相談支援プラン及び家計再生プランの利用も増加しています。30代から40代の稼働年齢層からの相談が増加しており、派遣就労等で他市から転居してきた単身世帯や外国人の相談者も多く、家賃滞納により住居を喪失するおそれがあるため住居確保給付金の利用が増加しました。 連携機関については、居宅介護支援事業所連絡会に赴き制度の周知・啓発を行った結果、介護支援専門員から繋がった相談が増加しました。 また、経済的な困窮はない「福祉なんでも相談」も年間11件と、福祉課題を抱える相談者への支援も合わせて行いました。 課題としては、自立相談支援プラン等に基づいて支援をしていますが、高年齢や言語の問題があるため就労支援をしてもなかなか就職に結びつかないケースもありました。相談者に依存される事もあり、引き続き本人の自立を促しながら支援していく必要があります。 新規相談件数：　　116件（前年比：8件減） 延べ相談件数：　　598件（前年比：50件増） 自立・家計プラン件数：18件（前年比：4件増）
今後の方向性	今後も関係機関へ制度の周知・啓発を積極的に行うと共に、かめやま地域ケア・ネットワーク会議等の会議に参加し潜在化しているケースの掘り起こしを図っていきます。 福祉サービス等を利用していない高齢者や障がい者の方もあり、複合的な課題を抱えた相談者に対しては、来年度から開催される支援会議や多機関協働による包括的支援体制を通じて適切な支援を行います。相談者本人が主体となって、課題に取り組むことができるよう自立に向けて支援していきます。

事業名	資金貸付事業
事業概要	生活困窮者や高齢者、障がい者に対し、貸付相談員による相談援助及び生活福祉資金（県社協委託事業）や福祉金庫（本会事業）の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業と連携し、地域で自立生活を営むことができるよう支援します。
実績（令和元年度）	派遣期間を満了となった労働者等からの相談に対し生活福祉資金の貸付を行い、失業中や初回給料が出るまでの間も安定した生活が送れるよう支援しました。緊急小口資金・臨時特例つなぎ資金・総合支援資金は原則自立相談支援事業の利用が要件化されていることから、同事業と連携し貸付相談時から償還完了に至るまで一貫して支援を行いました。 課題としては、外国人からの相談も多く、相手の主訴とこちらの説明が正確に伝わらないケースがあります。 生活福祉資金貸付業務 　相談件数：42件（前年比：3件増） 　貸付件数：7件（前年比：7件増） 福祉金庫貸付業務 　貸付件数：1件（前年比：1件減）
今後の方向性	外国人に対しては、より丁寧に一つひとつの事柄を通訳と共に説明する等、きめ細やかに対応していきます。 新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付相談が急激に増加する事が見込まれるため、相談員のスキルを高め、生活支援係を中心として相談業務にあたっていきます。

事業名	緊急食糧等提供事業〔拡充〕
事業概要	市内在住の低所得者等が、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に食糧等の生活に必要な現物等を提供し、自立に向け社会生活が送れるように支援します。また、市民の方からの寄付物品の提供に対し、活用できるしくみを作ります。
実績（令和元年度）	生活困窮者支援緊急食糧提供事業や亀山市社協災害時等備蓄品の提供は緊急時に即座に対応できる有効な支援であり、件数が増加しています。一方、生活困窮者支援緊急食糧提供事業はセカンドハーベスト名古屋から食糧が送付されますが、中身が選べないため高齢者には食べにくい物が入っていた等の感想が聞かれました。 生活困窮者支援緊急食糧提供事業：58 件（前年比：18 件増） 緊急時物品等支援事業　　：　4 件（前年比：増減なし） 亀山市社協災害時等備蓄費　　：45 件（前年比：15 件増）
今後の方向性	セカンドハーベスト名古屋との意見交換等を行い、改善の方法を模索する等、より良い支援に結び付けていきます。

事業名	子ども食堂開設支援【新規】
事業概要	経済的な事情などにより､家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに､無料もしくは安価な食事や居場所を提供する子ども食堂開設に向けた情報提供や相談、助成などの支援を行います。
実績（令和元年度）	低所得者（世帯）も含め、月１回食堂を開設するとともに、年１回気になる家庭への配食も行っている支援団体に対し助成支援を行いました。亀山みんなの食堂が主催する勉強会に参加し、現状把握、ニーズ把握を行いました。 団体名：亀山みんなの食堂 助成額：200,000 円
今後の方向性	支援団体への助成を引き続き行っていきます。また新たに市内に子ども食堂を行う団体が立ち上がってきているため、相談・支援及び情報提供を行っていきます。

事業名	引きこもり対策支援【新規】
事業概要	生活困窮に繋がる可能性のある引きこもりについて、地域のつながりを生かしさまざまな機会をとらえて、見守りや声かけ活動により早期発見し、相談支援を行います。
実績（令和元年度）	生活困窮者自立支援事業の相談員やコミュニティソーシャルワーカーが、引きこもりの方の相談支援に関わらせてもらうと地域で周知した結果、家族から相談があり支援を行うことができました。また、鈴鹿・亀山圏域において、家族会、事業所、県、市など関係機関が参加するひきこもりの就労支援等を考える会へ参加しました。
今後の方向性	引き続き、引きこもりの方への相談支援に生活困窮者自立支援事業の相談員やコミュニティソーシャルワーカーが関われるよう、周知を行うとともに、令和２年度より多機関協働による包括的支援体制において、引きこもりの課題を抱えたケースにも対応できるよう努めていきます。

2　地域の連携で安心を生み出す環境づくり

（1） 情報提供の充実

事業名	広報啓発事業
事業概要	社協が行う事業をはじめ、福祉委員会やボランティアなどの地域における福祉活動を市民に啓発するため年 4 回「社協だより」を発行します。また、ホームページやフェイスブックを活用し、福祉に関する情報や社協及び地域での活動報告など情報発信を行います。
実績（令和元年度）	社協だより発行にあたり、内部で編集委員会を開催することで、社協内で掲載記事の協議・検討を行っています。一人でも多くのみなさんに見ていただけるよう、地域のみなさんに関わる記事や写真を掲載することを心掛けました。 フェイスブックでの情報発信では、頻繁に記事を掲載することで、市内の方だけでなく市外の方にも活動をＰＲすることに繋がっています。また､平成 30 年度よりフェイスブックの記事や社協だよりを社協の掲示板に掲載することで、あいあい利用者に対しても社協を知っていただく機会となっています。 社協だよりの発行：年 4 回（全戸配布） フェイスブック更新回数：209 回（前年比：50 回増）
今後の方向性	社協だよりのページ数やカラーの仕様等、変更も含めて検討していきます。 フェイスブックに関しては、各係の職員がリアルタイムの更新を心掛け引き続き最新の活動情報を発信できるよう努めます。

事業名	地域福祉カルテの作成【新規】
事業概要	地域の状況を的確に把握し、地域福祉に関わるものが課題を共有し、ともに考え地域福祉の向上に取り組んでいけるよう「地域福祉カルテ」を作成します。
実績（令和元年度）	サロンに訪問して状況を把握するとともに、22 地区まちづくり協議会に対しては、安心見守り訪問事業を活用してアンケート調査を行い、地域の実情把握に努めました。
今後の方向性	引き続き、生活支援コーディネーターが中心となり、地域資源・社会資源を把握し、地域福祉カルテ（地域資源マップ）の作成を検討していきます。

（2） 福祉サービスの向上と相談体制の充実

事業名	社会福祉法人連絡会の開催【新規】
事業概要	市内の社会福祉法人間の連携、情報交換の場として社会福祉法人の連絡会を開催し、地域福祉の課題解決に向けた公益的な取組みに繋げていきます。
実績（令和元年度）	亀山市社会福祉法人連絡会（仮称）の設立に向け、市内に事業所がある全法人を訪問し、賛同を得て準備会を 1 回開催しました。 参加団体：14 法人、亀山市(オブザーバー)
今後の方向性	令和 2 年度中の設立に向けて、準備会において取組内容等の協議を重ねていきます。

事業名	法律相談・心配ごと相談
事業概要	相続、遺言、金銭貸借、離婚等の法律に関することに対して公証人経験者による適切な助言、指導を行う法律相談とともに、日常生活上あらゆる心配ごとに応じるため民生委員・児童委員及び学識経験者による心配ごと相談を毎月 2 回開催します。
実績（令和元年度）	件数は平成 30 年度とほぼ同じですが、内容としては遺言・相続に関する相談が増加しています。平成 30 年 7 月に相続法が改正され、平成 31 年 1 月から段階的に施行となっていますので、市民の関心が高かったものと思われます。 心配ごと相談所相談件数：103 件（前年比：3 件減） （元公証人による法律相談含む） 社協による法律相談件数： 32 件（前年比：1 件減）
今後の方向性	引き続き市広報や社協だより等で広報活動を行い、相談員・元公証人・弁護士からの適切な助言、指導による相談支援を行っていきます。

事業名	福祉なんでも相談窓口の開設【新規】
事業概要	社協が受託している生活困窮者自立支援事業において「福祉なんでも相談窓口」を開設し、社会福祉士を配置し、複数の難しい福祉課題を抱えた人に対し相談に応じます。なお、支援調整会議を活用し、コミュニティソーシャルワーカーと連携して福祉課題の解決について協議を行います。
実績（令和元年度）	生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設して、複合的な福祉課題を抱える相談者に対し、支援調整会議を通じて適切な相談援助を行いました。
今後の方向性	引き続き生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設し、相談やすい環境づくりに努めます。

（３） 地域福祉・ボランティア活動の推進

事業名	ボランティアセンターの運営
事業概要	ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアを必要としている人、また始めたい方などコーディネートを行います。また、ボランティアの発掘、登録、育成、ボランティア団体への情報提供、活動助成等を行います。
実績（令和元年度）	ボランティアセンターとして、ボランティア活動支援、登録、保険加入等を行いました。登録者数、保険加入とも例年どおり多くの方が利用されています。また、ボランティアを必要としている人と活動している人のマッチングは 33 件と平成 30 年度と比較すると横ばいでした。ボランティア団体助成については申請団体が増加しました。 ボランティアセンター登録新規団体が 4 団体登録され、51 団体となりました。ボランティアネットワーク会議及び交流会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。また、ボランティア団体の周知のために地域包括支援センター・在宅介護支援センター・社会福祉協議会連絡会議で登録しているボランティアについて情報の発信を行いました。 登録者数及び団体数：延べ 755 名 51 団体（前年比：延べ 8 名増）
今後の方向性	引き続き、ボランティア活動支援、登録、保険加入を行っていきます。ボランティアセンター登録団体の周知・PR を行うため、社協だより、フェイスブックなどを活用し、活動内容など周知を行っていきます。亀山市ボランティア連絡協議会の解散によりボランティア同士の横の繋がりが希薄にならないよう、ボランティアネットワーク会議等で工夫をしていきます。また、ボランティア育成では、入門講座等の企画を行いボランティアの育成に繋げられるよう努めます。

事業名	ボランティアポイント制度【新規】
事業概要	「支える側」として、世代を超えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機づけとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
実績（令和元年度）	実績なし。
今後の方向性	引き続き、市とボランティアポイント制の導入について協議・検討を行っていきます。

事業名	ユニバーサルイベント開催支援【新規】
事業概要	福祉サービス・イベント時における資材の貸出しをはじめ、介護機器をはじめとするユニバーサルなイベント運営への支援など、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
実績（令和元年度）	イベントやサロンにおいて高齢者や障がい者に配慮した遊具や座椅子など貸出し備品を整備し、地域福祉活動を下支えするサポート体制に努めました。
今後の方向性	福祉活動を行う市民や地域のニーズに対応できるよう、貸出備品を整備し、地域福祉活動を下支えできるサポート体制に努めます。

事業名	ちょこボラ育成事業【新規】
事業概要	（再掲・本冊 23 ページ）
実績（令和元年度）	
今後の方向性	

（４）地域の防災対策の充実

事業名	災害ボランティアセンター設置訓練【新規】
事業概要	大規模災害の発生に備え、亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを活用し、平時より災害ボランティアセンター設置訓練を実施します。また、災害ボランティアセンターの役割について周知を図ります。
実績（令和元年度）	昨年度の机上訓練（研修会）を踏まえ、実際を想定した訓練を実施することができました。訓練には市職員・亀山青年会議所・災害ボランティアなど各関係機関にも参加していただきながら、災害ボランティアセンターの役割や各班の活動内容を具体的に理解することができました。また作成した防災服を着用し、緊張感をもって訓練に取り組むことができました。 参加者：34 名 （災害ボランティア 4 名, 青年会議所 3 名, 市職員 9 名, 社協職員 18 名）
今後の方向性	まずは令和元年度の形をベースに訓練を継続していき、その中で参加者や実施場所などを検討していきます。引き続き各関係機関に対して広く参加していただき、(一社）ピースボート災害支援センターに継続して関わっていただくなど様々な方々の協力を得ながら、訓練を行っていきます。また、災害ボランティアセンター設置時に備え、必要な資機材の整備を進めていきます。

事業名	災害ボランティア活動支援
事業概要	被災者、被災地の支援を行うボランティアの募集及び登録、義援金、活動支援金の募集、ボランティアへの情報提供、ボランティア保険加入手続き及び助成、被災者の受け入れに対する支援、関係機関との連絡調整等を行います。
実績（令和元年度）	災害ボランティア支援センターを常設化しています。ボランティア保険の加入手続き、義援金・支援金募集などを行いました。また、令和元年 10 月に発生した台風 19 号に伴う豪雨災害により、栃木県栃木市に社会福祉協議会職員のブロック派遣や、亀山市民生委員児童委員協議会連合会役員とともに、街頭募金活動を行いました。
今後の方向性	引き続き災害ボランティア支援センターを常設し、各地でおこりうる災害に対応できるようボランティア保険の加入手続き、義援金・支援金募集を実施します。

（５）関係機関の連携強化

事業名	コミュニティソーシャルワーカーの設置
事業概要	支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、福祉課題を解決するための支援をするコミュニティソーシャルワーカーを設置します。
実績（令和元年度）	全まちづくり協議会の福祉委員会で CSW の説明を行い周知を図りました。また、社協だより、ＺＴＶでも CSW を取り上げ、広報活動を積極的に行いました。そのことで地域から徐々に相談が入るようになっています。個別支援では複合的課題を持つ方の支援を行い、地域支援では「ちょこボラ（ちょこっとボランティア）」ができるような仕組みづくりを行いたいという地域の相談に対し、一緒に取り組み、井田川北地区まちづくり協議会に「井田川北ささえ愛たい」が発足しました。個別支援に対する相談が多く時間を取られたものの、昨年度に比較して地域に出向く回数を目標値に近づけることが出来ました。 ◆個別支援 新規相談件数： 55 件（前年比： 27 件減） 延べ相談件数：733 件（前年比： 284 件増） ◆地域の話合いの場に参加：88 回(前年比：37 件増)
今後の方向性	令和２年度より､多機関協働による包括的支援体制が整備される事から､更に各関係機関との連携を強化し、情報共有を図りながら、個別支援に対して丁寧に対応していきます。また、地区福祉委員会に出向くためにも、積極的に小地域ネットワーク活動に参加し、顔なじみの関係性を深めていく必要があります。一人暮らし高齢者安心見守り訪問のアンケート結果を、かめやま地域ケア・ネットワーク会議にて報告し、今後生活支援コーディネーターと協働して、まちづくり協議会(福祉委員会)に訪問、提案する事ができるよう努めていきます。

３　身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

（１） 地域活動の充実

事業名	世代間交流事業への支援
事業概要	地域での生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を支援します。
実績（令和元年度）	小地域ネットワーク活動事業において、地区福祉委員会が中心となり各地区で三世代交流事業を開催していただき、19 地区／全 22 地区で地域の特色に合わせた事業に対し活動助成を行いました。
今後の方向性	各地区で世代を越えて地域での交流事業が継続して行われるよう、活動助成を行っていきます。

（２） 健康づくり・生きがいづくり

事業名	サロン活動支援事業〔拡充〕
事業概要	地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」を支援します。また、音楽療法などをとり入れた新たなメニュー開発など活動の普及に努めます。
実績（令和元年度）	ふれあい・いきいきサロンについては新規で 10 か所立ち上がり計 99 か所、子育てサロンについては新規で 2 か所立ち上がり計 10 か所、コミュニティサロンについては新規で 1 カ所立ち上がり計 14 か所となり、地域で集まって過ごせる場としてのサロン活動がより一層進みました。ふれあい・いきいきサロンの担当が地域包括支援センターへ、子育てサロン・コミュニティサロンについては引き続き地域福祉係となることでより個別に対応することができるようになりました。ふれあい・いきいきサロンは延べ 40 か所、子育てサロンは 3 か所、コミュニティサロンは 3 か所訪問を行うことができました。また、地域のサロン活動の場に積極的に出向き、ニーズ把握や情報発信に努めました。他のサロン活動を知ってもらえるよう各サロンの交流会の予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため交流会は中止となりました。 サロンヵ所数 ふれあい・いきいきサロン：99 ヵ所（前年比；8 か所増） 子育てサロン　　：10 ヵ所（前年比：2 か所増） コミュニティサロン　　：14 ヵ所（前年比：増減なし）
今後の方向性	今後も引き続き多くのサロン団体を訪問し、課題把握に努めます。サロン活動がない地域も見受けられるため、すべての地域へ集いの場を創出できるよう働きかけを行っていきます。また、引き続きそれぞれのサロンの交流会を実施し、サロン活動の充実を図っていきます。あわせて地域の特性を把握することで、どの地域にどのようなサロンがあるのかといった見える化ができるように努めます。

（３） 助け合い・支え合い活動の充実

事業名	サロン活動支援事業〔拡充〕
事業概要	（再掲・本冊 45 ページ）
実績（令和元年度）	
今後の方向性	

事業名	ボランティアセンターの運営
事業概要	（再掲・本冊 35 ページ）
実績（令和元年度）	
今後の方向性	

事業名	見守り訪問活動への支援
事業概要	地域のつながりや福祉課題の発見など福祉委員会が行う見守り訪問活動を支援します。
実績（令和元年度）	小地域ネットワーク活動事業において地区福祉委員会が、高齢者訪問を各地区で定期的に実施しているのに対し助成を行うとともに、全地区に対し 75 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に安心見守り訪問事業を実施しました。顔の見える関係性を気づいていただき、福祉課題を発見した場合は連絡してもらうようお願いするとともに、生活上の実態や困りごとに関するアンケート調査を行い、地域の実情把握に努めました。
今後の方向性	地域の見守り活動を継続して実施できるよう、地区福祉委員会に対し安心見守り訪問事業を実施するとともに、見守りの大切さを説明や周知を行っていきます。

事業名	小地域ネットワーク活動の拡充支援〔拡充〕
事業概要	福祉委員会が積極的に行っている見守り訪問活動やサロン活動に加えて、一人暮らし高齢者等に対して、地域での福祉課題解決に向け、福祉委員会の中で「話し合いの場」を持つとともに、「ちょこボラ」などを活用しながら小地域ネットワーク活動が拡充できるよう支援します。
実績（令和元年度）	福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、全 22 地区 346 名の方に福祉委員を委嘱しました。また、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に助成事業を行うとともに、地区福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などコーディネートを行いました。また、各地区会長と話合いの場を持ち、ちょっとした困りごとを地域で支援する仕組みに関して聞き取りを行いました。井田川北地区では、まちづくり協議会の中に「井田川北ささえ愛たい」を発足しましたが、その他のほとんどのまちづくり協議会においては、独自で活動するところまでは至りませんでした。
今後の方向性	平成 30 年度よりコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置され、役割を説明しながら小地域ネットワーク活動を展開しています。地域へ伺うことにより顔を覚えてもらい、相談を受けることが増えています。ちょっとした困りごとを地域で支援する仕組みに関して、状況把握の為に令和元年度は安心見守り訪問の際にアンケートを実施しました。1 人暮らし高齢者の 39%の方がちょっとした事を手伝ってほしいと希望されており、ちょっとした事なら手伝える事があると答えた方が 30%みえた事から、今後支え合う事のできる仕組みを作る事が出来るのではないかと考えられました。このアンケートを仕組みづくりのきっかけの 1 つにしてもらえるように、今後も引き続き、積極的に各地区福祉委員会へ出向き、一緒に相談支援を行うよう努めます。

Ⅳ　計画の進行管理

（１）計画の周知・啓発

本計画は、出前トークや社協ホームページなどを通じて、市民に周知・啓発を行います。特に、地域まちづくり協議会に対しては、本計画で示した計画の考え方（基本理念、基本目標など）や取組内容などを全地区で説明します。

（２）計画の推進・評価

進行管理については、社協と市により、毎年、全22地区の地域まちづくり協議会・福祉委員会への地域福祉活動に対するヒアリングを行います。

取組内容は、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、毎年度、社協事業計画に反映させるとともに、主な事業については実施計画シートを作成のうえ、理事会において評価することとします。さらに、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告し検証を行うものとします。

なお、それぞれの取組内容については、地域まちづくり協議会・福祉委員会との協働、住民の理解、参加度合いなどを含め、地域福祉の視点で総合的に評価することとします。

（３）公表

進捗状況等については、社協ホームページ等にて公表します。

≪参考≫

〇亀山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　亀山市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するにあたり、地域福祉の推進に対する意見を幅広く求めた上で必要な検討を行うため、亀山市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

（役割）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

（１）地域福祉活動計画に関すること。

（２）その他、地域福祉活動の推進に必要と認められる事項に関すること。

（構成）

第３条　委員会の委員は１２人以内とする。

２　委員会は、次の各号に掲げる者の内から、会長が委嘱又は任命する。

（１）亀山市社会福祉協議会理事及び評議員

（２）学識経験者

（３）その他会長が必要と認めた者

（委員会）

第４条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

３　委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に召集する会議は会長が招集する。

（ワーキンググループ）

第６条　活動計画の策定に関し、必要な事項を調査・研究し、計画素案を作成するために、ワーキンググループを設置することができる。

２　ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって組織する。

（意見の聴取）

第７条　委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させて意見及び説明を聴くことができる。

（任期）
第８条　委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、辞職等に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

（事務局）
第９条　委員会の事務局は、亀山市社会福祉協議会内に置く。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則
この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。
この要綱は、平成２９年６月２８日から施行する。

＜令和２年度＞多機関協働による包括的支援体制

別図①（資料2）

話し合いの場

地域まちづくり協議会
（福祉委員会）

高齢

障がい

子育て

生活困窮
生活保護

長寿健康課、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、ケアマネジャーなど	地域福祉課、総合相談支援センターあい、相談支援事業所など	長寿健康課（子育て世代包括支援センター）、子ども未来課、子育て支援センター、教育委員会（学校）など	福祉事務所、生活困窮者自立支援相談窓口など

Point1 個別の相談（個別支援）

●相談支援「つながるシート」を導入

Point3

地域支援･しくみづくりを強化

●ちょこボラ等の新たな地域資源を創出

相談支援
包括化推進員

市

連携

コミュニティソーシャルワーカー

社協

Point2

支援会議・相談支援包括化サポート担当者会議の設置【随時】

【主な役割】●困難ケースの情報共有やトータルケアプランの作成
●新たな社会資源の創出の検討など

【構 成 員】相談支援包括化推進員、ＣＳＷ、関係部署などを**選定**

病院

学校
教育委員会

警察

弁護士

地域づくり

環境

民生委員

ハローワーク

新たな会議体を設置

●包括的な支援体制で、複合的な困難課題を解決につなげる場を設置

Point2

支援会議・相談支援包括化サポート会議の設置【月末開催】＜事務局：相談支援包括化推進員・ＣＳＷ等＞

【主な役割】●困難ケースの対応方針の決定（トータルケアプランの承認・指導）
●新たな社会資源の創出の検討など

【構 成 員】市（健康福祉部各課長、教育委員会など）、社協（局長、地域包括支援センター、自立相談支援機関）、民生委員など、**案件に応じて必要な機関を選定**

※連携先は、主なものを掲載

地域福祉推進委員会の今後のスケジュールについて（予定）

【凡例】 ○：決定、●：予定

		概　　要
令和2年7月3日	第 1 回亀山市地域福祉推進委員会	○地域福祉計画・地域福祉活動計画に係る進捗状況について ○地域福祉力強化推進事業（CSW）の活動実績について ○その他（今後のスケジュール）について
11 月 30 日	亀山市地域福祉推進委員会 （任期満了）	○平成 30 年 12 月 1 日から令和2年 11 月 30 日まで
12月1日～	亀山市地域福祉推進委員会 （委員委嘱）	○令和2年 12 月1日から令和4年 11 月 30 日まで（任期2年間）
令和3年3月頃	第1回亀山市地域福祉推進委員会	●亀山市地域福祉推進委員会　委員委嘱 ●第2次亀山市地域福祉計画（後期基本計画）に係るアンケート等調査について
4月頃	第 2 回亀山市地域福祉推進委員会	●第2次亀山市地域福祉計画（後期計画）に係るアンケート等調査の実施について